

[お知らせ]

平成30年4月分(5月引去り分) から医師国保組合の保険料が改定されます

平成30年度 岩手県医師国民健康保険組合の保険料額表

第1種組合員		平成29年度 月額	(増額)	平成30年度 月額
	基礎賦課額平等割額		25,000 円	( 500 円)
基礎賦課額所得割額 ※1	(前年度課税標準額の) 1000分の4÷			(前年度課税標準額の) 1000分の4÷12
後期高齢者支援金等賦課額		4,300 円	( 100 円)	4,400 円
介護納付金賦課額 ※2		4,600 円	( 300 円)	4,900 円

第1種家族		平成29年度 月額	(増額)	平成30年度 月額
	基礎賦課額均等割額		10,500 円	( 500 円)
後期高齢者支援金等賦課額		4,300 円	( 100 円)	4,400 円
介護納付金賦課額 ※2		4,600 円	( 300 円)	4,900 円

第2種組合員		平成29年度 月額	(増額)	平成30年度 月額
	基礎賦課額平等割額		13,000 円	( 500 円)
後期高齢者支援金等賦課額		4,300 円	( 100 円)	4,400 円
介護納付金賦課額 ※2		4,600 円	( 300 円)	4,900 円

第2種家族		平成29年度 月額	(増額)	平成30年度 月額
	基礎賦課額均等割額		3,000 円	( 500 円)
後期高齢者支援金等賦課額		4,300 円	( 100 円)	4,400 円
介護納付金賦課額 ※2		4,600 円	( 300 円)	4,900 円

後期高齢者組合員基礎賦課額 (75歳以上の組合員)		平成29年度 月額	(増額)	平成30年度 月額
			4,500 円	( 0 円)

※1 平成30年度の第1種組合員の所得割額は前年度における住民税の課税標準額に1,000分の4を乗じ、12で除して得た額。ただし、課税標準額が8,000万円を超える場合は8,000万円とし、算出額の100円未満は切り捨てます。(月最高額 26,600円。)

※2 介護納付金賦課額は、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に賦課されます。65歳以上の介護保険第1号被保険者は市町村に直接納付となります。

岩手県医師国民健康保険組合